

## 敦賀温泉病院 訪問リハビリテーション 重要事項説明書 <介護保険>

### 1. 事業者の概要

名 称 医療法人 敦賀温泉病院  
代表者名 理事長 玉井 顯  
所 在 地 〒914-0024  
福井県敦賀市吉河 41 号 1 番地 1  
TEL (0770) 23 — 8210

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所施設の名称とサービスの種類、地域など

事 業 所 名	医療法人敦賀温泉病院指定居宅介護支援事業所
所 在 地	敦賀市吉河 41 号 1 番地 5
連 絡 先	TEL (0770) 23 — 8210
介護保険指定番号	訪問リハビリテーション (福井県 1810214120 号)
サービス提供地域	敦賀市・美浜町・若狭町 (旧三方町)

#### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容
管 理 者	医 師	1 名	従事者の管理、利用者に関する事務管理一般
サービス提供担当者	言語聴覚士	1 名以上	
従 事 者	言語聴覚士	1 名以上	訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリテーションを提供

#### (3) サービス提供時間帯

営 業 日	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まで
休 日	土曜日、日曜日、祝日、お盆 (指定する 2 日間)、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日

#### (4) 事業所の目的と運営方針

当事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営めるよう、利用者の選択に基づき適切な介護保険サービスおよび福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援すること、また、利用者が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) を提供し、在宅ケアを支援することを目的としています。

その目的を達成するために、利用者の意思および人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないように事業を実施するとともに、公平中立に關係市町、指定居宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との綿密な連携を図るものとします。

### 3. サービス内容

要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能や活動の維持・回復を図ります。

### 4. 人権擁護・虐待防止

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次に掲げる体制の整備を行います。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制の整備をしています。
- ④ 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施しています。
- ⑤ 当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

### 5. 業務継続に向けた取り組みについて

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じるものとします。

従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

地震・風雪水害などの自然災害の発生、または警報などが発令された場合にはサービスの提供を中止する場合がありますので、その場合は事業所から連絡します。

### 6. ハラスメントの防止に向けた取り組みについて

当事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境の構築のため、ハラスメントの防止に向け、次に掲げる取り組みを行います。

- ① ハラスメントに関する相談窓口の設置を行っています。
- ② 解決、再発防止体制の整備を行っています。
- ③ 従事者に対する基本的な考え方について研修の実施を行っています。
- ④ ハラスメントと判断された場合には、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置等を取るものとします。

## 7. 費用

### (1) 料金表

区分	料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
訪問リハビリテーション (1回 20分)	3,080円	308円	616円	924円
介護予防訪問リハビリテーション (1回 20分)	2,980円	298円	596円	894円

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算 (1日)	2,400円	240円	480円	720円
サービス提供体制強化加算 I (1回)	60円	6円	12円	18円

※認知症短期集中リハビリテーション実施加算は認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院(所)日又は訪問開始日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行なった場合に加算します。

※サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問リハビリテーション事業所のサービスを提供する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上のものがいる場合に加算します。

- ① 介護保険給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割です。但し、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ② 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ③ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

### (2) 交通費

敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町)にお住まいの方は無料です。その他の地域にお住まいの方は、担当者がお尋ねするための交通費の実費が必要です。(事業実施地域の境界から、片道概ね30Km以上100Km未満 1Km10円)

### (3) 料金の支払方法

毎月15日までに前月分の請求を郵送または持参させていただきますので、その月の末日までにお支払いください。

お支払い方法は、①口座引き落とし ②窓口支払い ③口座振り込みの3通りがあります。

#### (4) その他

利用者の住まいでのサービス提供のために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、利用者のご負担になります。

### 8. サービスの利用方法

#### (1) サービス利用開始

介護支援専門員による居宅サービス計画作成と同時に同意を得て、サービスの提供を開始します。(居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。)

#### (2) サービス終了

##### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

- お申し出くださいればいつでもサービスを終了できます。

##### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

- 人員不足などやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。  
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

##### ③ 自動終了

- 利用者が2ヶ月以上入院・入所された場合。
- 利用者がお亡くなりになった場合。

##### ④ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

### 9. サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 訪問リハビリテーションに従事する担当者は、当事業所の医師の診療に基づき、利用者又はご家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- 当事業所の医師の診療のため、初回時、その後は3ヶ月に一度を目安に事業者への受診をお願いします。
- サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

## 10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・身元引受人・親族・居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	電話番号	

## 11. サービス内容に関する苦情

当事業所お客さま相談・苦情担当

担当者 藤本 寛巳 TEL (0770) 23 — 8210

対応時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分

当事業所以外に、市町に相談・苦情を伝えることができます。

敦賀市役所 長寿健康課	TEL (0770) 22 — 8180
美浜町役場 健康福祉課（福祉）	TEL (0770) 32 — 6704
若狭町役場（上中庁舎） 福祉課	TEL (0770) 62 — 2703
福井県国民健康保険団体	TEL (0770) 57 — 1611

## 医療法人敦賀温泉病院指定居宅支援事業所

### 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款

#### （約款の目的）

第1条 医療法人敦賀温泉病院（以下「事業者」という。）が運営する医療法人敦賀温泉病院指定居宅支援事業所（以下「当事業所」という。）は、要介護状態もしくは要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

#### （適用期間）

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条または第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、重要事項説明書、別紙1（以下「本約款等」という。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

#### （身元引受人）

第3条 利用者は次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

②弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負債する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、利用者が前項の責任のほか、利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する責任を負います。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内に身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めるることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### (訪問リハビリテーション計画の作成・変更)

第4条 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成します。

2 訪問リハビリテーション計画には、訪問リハビリテーションサービスの目標や、目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3 事業者は、訪問リハビリテーション 計画を作成、また変更した場合は、利用者およびその家族に對して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

4 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。

5 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的にしたがって、訪問リハビリテーション計画を変更します。

① 利用者の心身の状況などの変化により、当該訪問リハビリテーション計画の変更を要する場合

② 利用者およびその家族などが訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合

6 事業者は、前項の訪問リハビリテーション計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に對して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

#### (サービスの内容およびその提供)

第5条 事業者は、第4条によって作成された訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者に對して訪問リハビリテーションのサービスを提供します。サービス内容については、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。

#### (記録)

第6条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として必要な実費を徴収のうえこれに応じます。ただしこの閲覧及び謄写は事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当事業所が身元引受人に対する連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (利用者からの解除)

第7条 利用者は、当事業所に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合、利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします。）

- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他のご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

#### （当事業所からの解除）

- 第 8 条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と判定された場合。
  - ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
  - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を 3 ヶ月以上滞納しその督促をしたにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合。
  - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーション（予防介護訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
  - ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
  - ⑥ 第 3 条第 4 項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てる求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ やむを得ない理由により利用させることができない場合。

#### （利用料金）

- 第 9 条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、重要事項説明書の利用単価ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態などに変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。
- 2 当事業所は、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 15 日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者又は身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
  - 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定するものに対して、領収書を所定の方法により交付します。

#### （秘密の保持及び個人情報の保護）

- 第 10 条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報の保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙 1 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等との連携。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合などの主治の医師への連絡等。
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合。(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等。)

#### (緊急時の対応)

- 第 11 条 当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

- 第 12 条 サービスの提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当事業所は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。(要望又は苦情の申し出)
- 第 13 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、重要事項説明書に記載のある担当者に申し出ることができます。

#### (非常災害対策)

- 第 14 条 当事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に避難・救出等訓練を行います。

#### (賠償責任)

- 第 15 条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

#### (利用約款に定めのない事項)

- 第 16 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他の諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

## 個人情報の利用目的

当事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 1 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

#### (1) 医療法人敦賀温泉病院指定居宅介護支援事業所内での利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービス利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - ・サービス利用開始
  - ・中止の管理・会計・経理
  - ・事故等の報告・利用者の介護
  - ・医療サービスの向上

#### (2) 他の事業者への情報提供を伴う利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供するサービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 2 上記以外の利用目的

#### (1) 当事業所内部での利用に係る利用目的

当事業所の管理運営業務のうち

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当事業所において行われる学生の実習への協力
- ・当事業所において行われる事例研究

#### (2) 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

当事業の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関への情報提供

## 敦賀温泉病院 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供開始に当たり、利用者に対して訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款及び重要事項説明書、別紙1に基づいて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事 業 所 所在地 〒914-0024  
敦賀市吉河41号1番地5  
名 称 医療法人敦賀温泉病院指定居宅介護支援事業所  
説明者

医療法人敦賀温泉病院指定居宅介護支援事業所訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用するにあたり、当事業所の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款及び、重要事項説明書、別紙1を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
利用者の身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先

氏 名	(続柄 )
住 所	
連絡先	

本約款第10条2項緊急時及第11条3項事故発生時の連絡先

氏 名	(続柄 )
住 所	
連絡先	